

「宅地建物取引業者等の監督処分基準」の一部改正に係る新旧対照表

R6.9月改正

新	旧
<p>第1条～第4条（略）</p> <p>（2項2号等違反行為以外の法の規定又は履行確保法の規定に違反する行為に対する処分）</p> <p>第5条 知事は、業者が法の規定又は履行確保法第11条第1項若しくは第6項、第12条第1項、第13条、第15条第1項若しくは履行確保法第16条において読み替えて準用する履行確保法第7条第1項若しくは第2項若しくは第8条第1項若しくは第2項の規定（法第65条第2項第2号及び同条第4項第2号に掲げる規定を除く。）に違反する行為をした場合には、原則として、法第65条第1項本文又は第3項の規定により、指示処分をすることとする。</p> <p>第6条～第11条（略）</p> <p>（指示処分に従わない場合等における処分）</p> <p>第12条（略）</p> <p>2 知事は、宅地建物取引士が法第72条第3項の規定による報告提出命令に対し、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をした場合には、15日の事務禁止処分をすることとする。</p> <p>第13条～第23条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1 <u>この基準は、令和6年9月30日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第4条（略）</p> <p>（2項2号等違反行為以外の法の規定又は履行確保法の規定に違反する行為に対する処分）</p> <p>第5条 知事は、業者が法の規定又は履行確保法第11条第1項若しくは第6項、第12条第1項、第13条、第15条若しくは履行確保法第16条において読み替えて準用する履行確保法第7条第1項若しくは第2項若しくは第8条第1項若しくは第2項の規定（法第65条第2項第2号及び同条第4項第2号に掲げる規定を除く。）に違反する行為をした場合には、原則として、法第65条第1項本文又は第3項の規定により、指示処分をすることとする。</p> <p>第6条～第11条（略）</p> <p>（指示処分に従わない場合等における処分）</p> <p>第12条（略）</p> <p>2 知事は、宅地建物取引士が法第72条第2項の規定による報告提出命令に対し、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をした場合には、15日の事務禁止処分をすることとする。</p> <p>第13条～第23条（略）</p>

新				旧			
別表第1 (第4条関係)				別表第1 (第4条関係)			
違反行為の概要			業務停止期間	違反行為の概要			業務停止期間
1 ～ 22	(略)			1 ～ 22	(略)		
23	契約締結の勧誘時における将来の環境又は利便に関する断定的判断の提供	(1) 法第47条の2第3項及び規則第16条の11第1号イの規定に違反して、契約の締結の勧誘をするに際し、将来の環境又は交通その他の利便について誤解させるべき断定的判断を提供した場合 (2)の場合を除く。	15日	23	契約締結の勧誘時における将来の環境又は利便に関する断定的判断の提供	(1) 法第47条の2第3項及び規則第16条の12第1号イの規定に違反して、契約の締結の勧誘をするに際し、将来の環境又は交通その他の利便について誤解させるべき断定的判断を提供した場合 (2)の場合を除く。	15日
		(2) (略)	(略)			(2) (略)	(略)
24	契約締結の勧誘時における判断に必要な時間の付与拒否	(1) 法第47条の2第3項及び規則第16条の11第1号ロの規定に違反して、契約の締結の勧誘をするに際し、契約を締結するかどうかを判断するために必要な時間を与えることを拒んだ場合 (2)の場合を除く。	15日	24	契約締結の勧誘時における判断に必要な時間の付与拒否	(1) 法第47条の2第3項及び規則第16条の12第1号ロの規定に違反して、契約の締結の勧誘をするに際し、契約を締結するかどうかを判断するために必要な時間を与えることを拒んだ場合 (2)の場合を除く。	15日
		(2) (略)	(略)			(2) (略)	(略)
25	勧誘に先立って宅地建物取引業者名、担当者名、勧誘目的を告げ	法第47条の2第3項及び規則第16条の11第1号ハの規定に違反して、契約の締結の	7日	25	勧誘に先立って宅地建物取引業者名、担当者名、勧誘目的を告げ	法第47条の2第3項及び規則第16条の12第1号ハの規定に違反して、契約の締結の	7日

新				旧			
	ずに勧誘	勧誘をするに際し、勧誘に先立って、宅地建物取引業者名、担当者名、勧誘目的を告げずに勧誘を行った場合			ずに勧誘	勧誘をするに際し、勧誘に先立って、宅地建物取引業者名、担当者名、勧誘目的を告げずに勧誘を行った場合	
26	相手方等が契約を締結しない旨等の意思表示をした場合の再勧誘	(1) 法第47条の2第3項及び規則第16条の11第1号ニの規定に違反して、契約の締結の勧誘をするに際し、相手方等が契約を締結しない旨等の意思を表示したにもかかわらず勧誘を継続した場合((2)の場合を除く。)	15日	26	相手方等が契約を締結しない旨等の意思表示をした場合の再勧誘	(1) 法第47条の2第3項及び規則第16条の12第1号ニの規定に違反して、契約の締結の勧誘をするに際し、相手方等が契約を締結しない旨等の意思を表示したにもかかわらず勧誘を継続した場合((2)の場合を除く。)	15日
		(2) (略)	(略)			(2) (略)	(略)
27	迷惑を覚えさせるような時間の電話又は訪問による勧誘	(1) 法第47条の2第3項及び規則第16条の11第1号ホの規定に違反して、契約の締結の勧誘をするに際し、迷惑を覚えさせるような時間に電話勧誘又は訪問勧誘を行った場合((2)の場合を除く。)	15日	27	迷惑を覚えさせるような時間の電話又は訪問による勧誘	(1) 法第47条の2第3項及び規則第16条の12第1号ホの規定に違反して、契約の締結の勧誘をするに際し、迷惑を覚えさせるような時間に電話勧誘又は訪問勧誘を行った場合((2)の場合を除く。)	15日
		(2) (略)	(略)			(2) (略)	(略)
28	私生活又は業務の平穩を害する方法による契約締結の勧誘	(1) 法第47条の2第3項及び規則第16条の11第1号への規定に違反して、契約の締結の勧誘をするに際し、私生活又は業務の平穩を害するよ	15日	28	私生活又は業務の平穩を害する方法による契約締結の勧誘	(1) 法第47条の2第3項及び規則第16条の12第1号への規定に違反して、契約の締結の勧誘をするに際し、私生活又は業務の平穩を害するよ	15日

新				旧			
		うな方法によりその者を困惑させた場合（(2)の場合を除く。）				うな方法によりその者を困惑させた場合（(2)の場合を除く。）	
		(2) (略)	(略)			(2) (略)	(略)
29	契約申込みの撤回時における預り金の返還拒否	法第 47 条の 2 第 3 項及び規則第 16 条の 11 第 2 号の規定に違反して、預り金を返還することを拒んだ場合	15 日	29	契約申込みの撤回時における預り金の返還拒否	法第 47 条の 2 第 3 項及び規則第 16 条の 12 第 2 号の規定に違反して、預り金を返還することを拒んだ場合	15 日
30	正当な理由のない契約解除の拒否等	法第 47 条の 2 第 3 項及び規則第 16 条の 11 第 3 号の規定に違反して、正当な理由なく、契約の解除を拒み、又は妨げた場合	30 日	30	正当な理由のない契約解除の拒否等	法第 47 条の 2 第 3 項及び規則第 16 条の 12 第 3 号の規定に違反して、正当な理由なく、契約の解除を拒み、又は妨げた場合	30 日
31 ～ 35	(略)			31 ～ 35	(略)		

別表第 2（第 10 条関係）（略）

別表第 2（第 10 条関係）（略）